

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	求職者支援制度の拡充			担当部局	職業安定局 派遣・有期労働対策部 職業能力開発局		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	職業安定局企画課 職業能力開発局総務課		職業安定局企画課長 職業能力開発局総務課長
会計区分	一般会計 (労働保険特別会計雇用勘定へ繰入) 労働保険特別会計雇用勘定			施策名	I-2-1 第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第5条、第7条等			関係する計画、通知等	—		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	今般の東日本大震災の影響により、被災3県（岩手・宮城・福島県）を中心にハローワークへの被災求職者数が増加するとともに、震災による風評被害や電力制約の広域化による経済への影響、円高による海外への製造業移転などの動きによって、今後、全国的に雇用の悪化が懸念される中、被災者をはじめとする離職者の早期の再就職を支援するため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の規模を拡充する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う。（基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人）また、実践コースについては就職実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計	
	66,453	-		-	12,001	78,454	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標 単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)			
単位当たりコスト	基礎コースの訓練修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率	%	60.0	70.0	訓練受講者数	人	(150,000人) 24,000人
	実践コースの訓練修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率		職業訓練受講給付金受給者数		人	(120,000人) 19,200人	
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき事業を実施する。 ※基本方針5(2)(4)(i)…被災地における当面の復旧作業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				震災による影響により、被災求職者数が増加するとともに風評被害や電力制約の広域化による経済への影響、円高による海外への製造業移転などの動きによって、今後、全国的に雇用の悪化が懸念される中、被災者をはじめとする離職者の早期の再就職を支援するため、求職者支援訓練の拡充が必要であり、優先度が高い。			
効果的な事業であるか（より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど）。				民間の訓練実施機関が訓練施設等を用意することになるため、多様な訓練コースを整備することができ、訓練を通じて早期の再就職が実現できる点で、効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				訓練実施機関から受講者の訓練終了後の就職率を報告させ、その率に応じて奨励金の額を変動させるほか、必要に応じて報告や立入検査ができる点としており、これによって事業の効果を検証することができる。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				認定職業訓練を実施する訓練機関等（=実施事業者（民間））について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が認定を行い、これに対して都道府県労働局（=国）が訓練奨励金を支給することとしている。 また、訓練の受講者に対する訓練の受講申込、就職支援及び給付金の受給手続き等については、公共職業安定所で行うこととしている。 このように、国、独立行政法人、民間の役割分担は極めて明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				他に職業訓練を行う事業としては、公共職業訓練事業があるが、これは、雇用保険の失業給付等が受給できる者を対象とするものであり、同給付を受給できない者を対象とする本事業と整合的である。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				本年10月よりスタートする制度の定員を拡充するものであり、拡充に当たって新たなスキームを必要とするものではないから、迅速な着手・執行が可能である。 訓練実施機関から受講者の訓練終了後の就職率を報告させ、その率に応じて奨励金の額を変動させるほか、必要に応じて報告や立入検査ができる点としており、これによって事業の執行の透明性が確保できる。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × 円／)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。